

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 第1回 宍粟市子ども・子育て会議	
開 催 日 時	令和5年12月1日（金） 午後1時30分～午後3時00分	
開 催 場 所	宍粟市役所 北庁舎4階 401会議室	
議 長（会 長） 氏 名	新庄 康史	
委 員 氏 名	（出席者）前田 美紀、船曳 由紀、大畑 あけみ、山田 里香、新庄 康史、山本 千津子、谷林 由美、中林 久美子、中本 弘美、古根川 淳也	（欠席者） 矢野 聡、尾鼻 祐也、畑尾 浩弥
事 務 局 氏 名	健康福祉部 橋本部長、安井次長 健康福祉部社会福祉課 西嶋課長、恵美副課長兼係長 清水主事 健康福祉部保健福祉課 大谷次長兼課長、堂田副課長兼室長 教育部 こども未来課 小池課長、岡内課長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（議題及び報告事項）</p> <p>① 開会（健康福祉部長）</p> <p>② 委員委嘱、会長及び副会長の選出</p> <p>③ 会長あいさつ</p> <p>④ 会議の目的</p> <p>⑤ 協議事項 「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」における （1） 令和4年度実績報告について【資料2】 （2） 令和5年度進捗状況について【資料3】 （3） 第3期計画の策定について【資料4・資料5】</p> <p>⑥ 報告事項 （1） 「子育てガイドブック」について （2） 今後のスケジュールについて</p> <p>⑦ 閉会</p>	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	<p>令和5年度第1回宍粟市子ども・子育て会議次第及び会議資料（添付資料）</p> <p>資料1 宍粟市子ども・子育て会議条例</p> <p>資料2 令和4年度実績報告について</p> <p>資料3 令和5年度進捗状況について</p>	

	資料4 第3期穴栗市子ども・子育て支援事業計画の策定について 資料5 児童福祉法一部改正について
議事録の確認 (記名押印)	(委員長等) _____ ㊟

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
	<p>1. 開会 《健康福祉部長あいさつ》</p> <p>2. 委員委嘱（机上交付） 会長及び副会長の選出（委員の互選により決定） 会長：新庄委員 副会長：山本委員</p> <p>3. あいさつ 《会長あいさつ》</p> <p>4. 会議の目的 本会議の所掌事務は、本日の資料の3ページ4ページに付けさせていただいております「宍粟市子ども・子育て会議条例」第2条第4項に基づき、「本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること」となっております。 具体的には第2期事業計画における令和4年度の実績及び令和5年度の進捗状況の報告のほか、今回は第3期計画の策定について説明させていただき、今後の取組などについて議論いただくものであります。 また、本会議の議事録はホームページにて公開、会議の内容につきましては、宍粟市議会の常任委員会において報告させていただくこととしておりますのでご了承下さい。 なお、議事録につきましては、発言者のお名前は伏せた状態で公開させていただきますので、忌憚のないご意見を賜ればと存じます。 本日は全委員13名中10名のご出席をいただいております。 宍粟市子ども・子育て会議条例第6条第2項において「会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされておりますが、本日は定足数を満たしておりますことをここにご報告申し上げます。 また、この会議は公開することになっており、本日会議を傍聴される方は0名です。 これより、新庄会長に進行をお願いします。</p>
会長	<p>5. 協議事項 第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画における「(1) 令和4年度実績報告」並びに「(2) 令和5年度進捗状況」につきまして、事務局より一括で説明をお願いします。</p>

事務局	(資料に沿って説明)
会長	協議事項(1)及び(2)について説明いただきましたが、この報告につきまして、何かご質問があれば挙手してください。
委員	資料の中で「量の見込み」という数値が出ているが、これは何を意味しているのですか。また、「量の見込み」と実績値の差は何を意味しているのですか。
事務局	「量の見込み」とは、本当に必要とされる数を表しています。その数値を出すにあたって、アンケート調査を実施し、集計・分析を行った結果、資料のとおりとなっています。ただし、実態にそぐわないような数字が出ることもあり、実績値と乖離する場合があります。このような、実態にそぐわない数値を計画の中間年に見直すことになっており、見直しの結果も含めて、次の計画を策定していくことになります。
会長	ただいまの回答でよろしいですか。
委員	個別の事業についてももう少し教えてほしいです。具体的には、一時預かり事業ではアンケートをもとに算出した「量の見込み」が6,373人、実際の提供量が929人となっており、かなり大きな差がありますが、このようになっているのは何が要因として考えられるのですか。
事務局	一時預かり事業の「量の見込み」については、国の第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における考え方をもとに算出しています。それには、児童数の推計や出生数、保護者へのアンケートなどの調査結果が関わっていますが、この集計方法も提供量と必ずしも一致するものではありません。数値の差が大きくなっている要因としては、幼稚園の需要が減っていることが考えられます。
事務局	前回の中間見直し時の、推計児童数の算出方法は、コーホート変化率法という手法を用いて計算しています。過去の人口動態の傾向から変化率を求めて、将来人口推計するという方法ですが、多くの市町がこの方法で数値を出しています。実際に資料の中で重要になってくるのは、「量の見込み」ではなく、「提供量と利用希望者数の差」であり、過不足について確認することが重要になります。
委員	では、「量の見込み」とは参考程度の数値ということですか。

事務局	そのとおりです。
会長	他に意見がある方はいませんか。
委員	資料によると、子育て短期支援事業と養育支援訪問事業の令和4年度の利用実績はなかったということなのですが、令和4年度以前の計画期間中には利用はあったのですか。
事務局	令和4年度以前の計画期間中には子育て短期支援事業の利用実績がありました。養育支援訪問事業については、ここ数年は利用実績がありません。
会長	他にありませんか。
会長	それでは意見がないようなので、次の議題に移りたいと思います。 協議事項(3)「第3期計画の策定について」につきまして、事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
会長	ただいま、協議事項(3)について説明いただきましたが、この報告につきまして、何かご質問があれば挙手してください。
委員	新規事業のうち、子育て世代の訪問支援事業、親子関係形成支援事業について、宍粟市はいつ頃から導入する予定でしょうか。また、導入する場合、どのような取組をしようと考えていますか。
事務局	子育て世代の訪問支援事業については令和5年度までは養育支援訪問事業の中で、ヘルパー派遣や保健師による訪問を行っており、今後市民から継続してほしいという要望が出る可能性があるため、事業名は変更となるが、引き続き実施していこうと考えています。 親子関係形成支援事業について、どのような取組をするかは現時点では未定です。全く新しい事業となるため、家庭児童相談室や新しく創設される子ども家庭センターと協議してどのような取組をするか決める必要があります。
委員	提言させていただきたいことがあります。 資料の新規事業の対象者は虐待を受けた児童やDV被害を受けた特定妊婦など既に行政や学校に認知されている方々だと思います。そういった方への支援は要対協などで話し合っ、すでに取り組を行っていると思います。

	<p>新規事業の対象者には、それ以外の方も含めるようにして、対象を広げることが可能ですか。具体的には、虐待とまではいかないが不適切な養育が行われている家庭に対して親子関係形成支援事業などを行い、虐待防止対策を働きかけていくことは可能ですか。宍粟市が独自にそういった取組をすることで、より安心して子育てができる町になると思います。</p>
事務局	<p>妊産婦や乳幼児については保健福祉課で主に関わっていますが、不適切な養育については様々な要因があります。宍粟市では妊娠期の母親に面接を行い、産後に赤ちゃん訪問を行っております。その中で支援の必要があると思われる方を家庭児童相談室で把握し、要対協実務者会議でどのように対応するかを協議することで、大きな問題にならないように対策をしております。今回の児童福祉法の改正では子ども家庭センターが支援を要する子どもや妊産婦へのサポートプランを作成することで対応することとなっておりますが、子ども家庭センターの取組や組織体制については次年度以降から適用となるため、具体的なことは今後協議しながら、検討していきます。</p>
事務局	<p>資料 15 ページを見ていただくと、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画、サポートプランを作成すると国の指針の中ではありますが、現在、国からサポートプランをどのような内容にするのか、どのように作成するのかが示されていません。また、今回の改正では、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直しとありますが、宍粟市では子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが、すでに一体的に支援活動を行っています。令和6年4月からすぐに新規事業を開始することは難しいですが、国の方針としては資料 15 ページのようになっているということを委員の皆さまにはご承知おきいただきたいと思います。</p>
会長	<p>ほかに意見がある方はいませんか。</p>
委員	<p>親子関係形成支援事業について、現時点ではどのようなことに取り組むかは未定であるとのことですが、3歳児健診の時に保護者向けにペアレントトレーニングを実施してはどうですか。</p> <p>また、学校現場や学童保育の現場で教員や保育士が“不適切な養育を受けていると思われる児童がいる”と気づいた場合は、家庭児童相談室等につなぐための仕組みはあるのですか。</p>
事務局	<p>家庭児童相談室は、毎年年度当初に学校、保育所、幼稚園の訪問をしています。家庭児童相談室には相談パンフレットというものがあり、保育所や学校に依頼して配布していただいています。教員や保育士に限らず、虐待の疑いがある家</p>

	<p>庭を見つけた方がいらっしゃった場合は、間違っても構わないので連絡してほしいと呼びかけを行っています。また、毎年民生委員、主任児童委員の方々に家庭児童相談室の職員が研修を行っています。毎年 11 月は児童虐待防止月間となっており、そういったPRを地域で行うことで児童虐待を未然に防止する活動を行っています。</p>
事務局	<p>宍粟市では、こども未来課、家庭児童相談室、主任児童委員のほか、この会議の事務局には入っておりませんが、学校教育課などの様々な組織が多面的に子どもたちの育成を見守る体制を整えております。今後、社会の状況や、家庭の状況も変わってくると思いますが、時代にマッチした取組を模索しながら進めていきたいと考えています。ご提言いただきありがとうございます。</p>
会長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>第3期計画の策定については、今後の策定スケジュールに合わせて、この会議で協議させていただきます。</p> <p>それでは次の議題へ進みます。</p>
会長	<p>6. 報告事項（1）子育てガイドブックにつきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
会長	<p>（資料に沿って説明）</p> <p>この報告につきまして、なにかご質問があれば挙手してください。</p> <p>ないようでしたら、次の議題へ進みます。</p>
会長	<p>次に、報告事項（2）今後のスケジュールにつきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料に沿って説明）</p>
会長	<p>この報告につきまして、何かご質問があれば挙手してください。</p>
会長	<p>ないようですのでこれをもちまして、本日の議題はすべて終了となります。</p> <p>本日の会議内容につきましては、宍粟市議会常任委員会に報告していただくとともに、会議録につきましては宍粟市ホームページに公開させていただきます。</p>
	<p>7. 閉会</p> <p>《副会長あいさつ》</p>

